



与謝野町商工会

題字：足立商工会長書

広報誌

第61号

〒629-2312 京都府与謝郡与謝野町字四辻150
Tel.0772-43-1020 Fax.42-0737

与謝野町商工会ホームページ <http://web.yosano.or.jp/>
Eメール info@yosano.or.jp

商工会は地域の繁栄を祈り
会員企業の経営を支援します。

月次支援金について

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されます。

給付要件 ※下記①、②のいずれも満たすこと

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

■給付額

$$\text{給付額} = \text{2019年又は2020年の基準月の売上} - \text{2021年の対象月の売上}$$

■給付上限

中小法人等：上限20万円/月
個人事業者：上限10万円/月

■対象月 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

※2回目以降の申請手続きが簡単になります

STEP 1	マイページから必要情報を入力
STEP 2	2021年の対象月の売上台帳を添付

※2回目以降の申請手続きでは事前確認不要。その他書類も不要。但し、一時支援金を受給していても、月次支援金を始めて申請される場合は、宣誓・同意書の提出が必要です。

申請期間 4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日
6月分：2021年7月1日～8月31日

月次支援金事務局相談窓口

【電話】0120-211-240

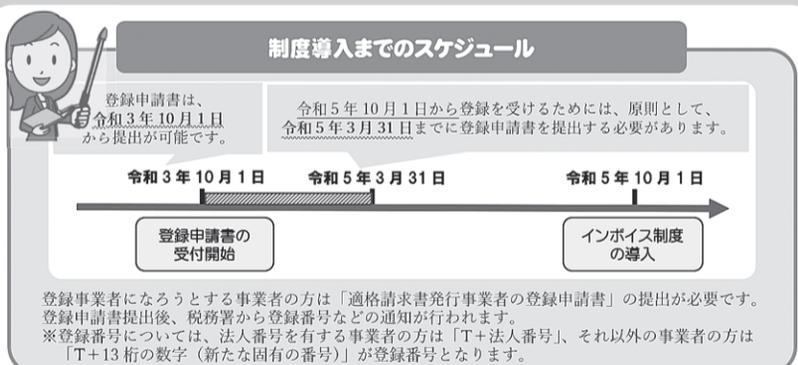
【受付時間】8：30～19：00（土日・祝日含む全日）

※当会では、登録確認機関として商工会員に限り事前確認を行っています。

事業者の方へ インボイス制度

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。※インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。



インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けています。電話：0120-205-553
詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス制度って何？

☆売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)>令和5年9月まで

請求書	例△△
〇〇例御中	
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉	※5,400円
合計	5,950円
	(10%対象 550円)
	(8%対象 5,400円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書	例△△(T1234...)
〇〇例御中	
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉	※5,400円
合計	5,950円
	10%対象 550円 内税 50円
	8%対象 5,400円 内税 400円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

☆売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

☆買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

☆インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについて、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額はないこととなります。

機織り職人（織り手さん）育成講座のご案内

商工会では全く機織りを知らない人を対象に、織物技能訓練センターにて力織機の操作、橋詰の経繫ぎ、整経の仕方、または手機の操作などの初歩的な技術を身に付ける講座を開催しております。将来機織りの職人になりたい方、また従業員を育成させたい織物事業者など、まずはお問い合わせください。

- 受講時間 午前9時～午後5時まで（受講時間は相談可能です）
- 受講期間 力織機の場合、およそ50～60時間
手機の場合、およそ60～80時間
- 受講料 与謝野町在住者または町内事業者勤務は5,000円（全期間分）
上記以外の場合は、指導時間×1,000円



エキスパートバンク制度

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。小規模事業者等のご要望に応じて、京都府商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

4つの特色

- ① エキスパートの謝金・旅費は全額バンクが負担（原則1テーマにつき1回まで訪問指導。内容は秘密厳守）
- ② 府内商工会地域の小規模事業者及び創業を予定する方が対象
- ③ あらゆる分野の経験豊かなエキスパートを登録

こんなときお役に立ちます

- ・ポスター、チラシ、看板などのデザインについて指導を受けたい。
- ・従業員教育により職場改善を図りたい。（ビジネスマナー、接客技術）
- ・助成金、就業規則の作成、雇用に関する制度を知りたい。等々



第14回与謝野町商工会通常総代会を開催しました

5月21日、与謝野町商工会本所におきまして、第14回与謝野町商工会通常総代会を開催しました。

総代会は、足立商工会長の挨拶の後、議長に植田泰史氏（岩滝支部）を選出し議案審議が慎重に行われ、提出した第1号議案から第6号議案まですべて原案通り承認可決されました。



- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 令和2年度事業報告並びに収支決算承認の件 |
| 第2号議案 | 令和3年度事業計画並びに収支予算決定の件 |
| 第3号議案 | 職員の支所勤務体制変更の件 |
| 第4号議案 | 令和3年度借入限度額並びに借入先承認の件 |
| 第5号議案 | 総代会権限の一部を理事会及び会長委任とする件 |
| 第6号議案 | 任期満了に伴う役員選任の件 |

第3号議案（職員の支所勤務体制変更の件）が承認されましたので、加悦支所・岩滝支所における職員の支所勤務（週2日）が令和3年9月末で廃止となります。
会員の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



新役員

- 会長 足立経彦氏（再任）
 副会長 鳥垣壮司氏（再任）、岸部敬氏（再任）
 理事 松田政一氏（再任）、宮崎輝彦氏（再任）、山添宏明氏（再任）
 浪江敏一氏（再任）、稲垣光泰氏（再任）、山本哲也氏（再任）
 安田章二氏（再任）、藤原虎雄氏（新任）、西原新介氏（新任）
 柴田祐史氏（新任）、白井博路氏（新任）、木村順一氏（再任）
 小長谷建氏（新任）、吉岡文昭氏（再任）、細見浩之氏（新任）
 山城甲太郎氏（再任）、三野孝行氏（再任）、公手弥氏（再任）
 岩西拓男氏（再任）、高岡政義氏（再任）京近淳氏（再任）
 関野宅矢氏（新任）、今井信一氏（新任）
 葉賀京子氏（再任）、糸井恵美氏（新任）
 監事 尾上康則氏（再任）、西川明宏氏（再任）

令和3年度重点事項（事業計画）

- 企業の持続的発展の促進
（ウィズ・アフターコロナに対応する伴走支援強化）
- 中小企業応援隊事業の推進
（コロナ関連補助金等の活用推進）
- 経営発達支援計画の推進
（経営計画策定支援目標23件）
- 創業の創出推進と育成支援の強化
（創業目標8件）
- 経営支援員の資質向上による会員満足度の向上
（巡回の強化）
- 組織基盤に係る強化対策事業の推進
（会員の増強）

★スポットライト 京都よさの百商一気合同会社

今回「京都よさの百商一気合同会社」さんをご紹介します。
 平成29年にくすぐるカード会を中心に、京都府の補助金を活用して百以上の商人・人が一丸となって与謝野町を元気にする任意団体「百商一気」を結成し、与謝野町に多くの方が訪れる仕掛けとして、町内を桜でいっぱいにする「桜プロジェクト」を立ち上げオーナーを募り、3年間にわたり与謝野町南側に336本の桜を植樹され、令和2年に桜を起爆剤にした町おこしを目指し、新会社「京都よさの百商一気合同会社」を設立されました。今までは任意団体で植樹（見る桜）を進めておられましたが、法人として、収入の仕組みを整え、その管理や活動資金に充てるため、昨年4月から食用桜（食べる桜）として、スイーツに使う桜葉漬の原料となる大島桜1,000本を町内の遊休耕作地に植樹されました。来年より順次、遊休荒廃地に、食用桜（葉・花）の作付けを実施していく構想を描かれており、京都府立大学地域貢献型特別研究「ACTR」による、食用桜葉の無農薬栽培研究も進められています。与謝野町南側の桜は年々成長しており、自転車道や駅校内からも見渡せ、特に3月下旬から4月にかけてちょうど見ごろとのことで、今後も引き続き、町内に季節ごとに楽しめる品種の桜を植樹して、多くの方が訪れる町にしたいと語られており、食用桜・花の収穫や選別に町内の高齢者や障害者を雇用したり、桜を使ったスイーツを開発する等「見る桜」と共に、観光客が楽しめる与謝野ブランドをつくり「食べる桜」で6次産業化を目指されます。



与謝野町南側に植樹された桜



植樹された大島桜

料飲業部会主催

「HACCP」対応セミナー開催

6月28日（月）商工会におきまして、「HACCP」対応セミナーを開催しました。6月よりHACCPに沿った衛生管理が義務化され、各事業者に対応が求められています。飲食店やすべての食品事業者に適用されることから、ワークを活用し具体的に管理するための重要ポイントを学びました。

長らく休業が続いていた飲食業界でしたが、ようやく営業を再開できるようになりました。暑くなるこの時期、より一層衛生管理が求められ気を引き締めるよい機会となりました。



青年部 第2回YOSANO Go To Drive開催のご案内

コロナ禍で県をまたいでの移動が難しく、子供たちの事業・イベントも減っている今だから、少しでも楽しんでもらえる事業を計画実施したい！そんな思いから昨年に引き続き、YosanoGoToDriveを実施します！

本イベントは町内の指定されたスポットを廻り、隠されたキーワードを集め、問題を解くイベントです。ご家族や友人と協力し、楽しみながら謎を解いて、与謝野町の魅力も再発見してください！

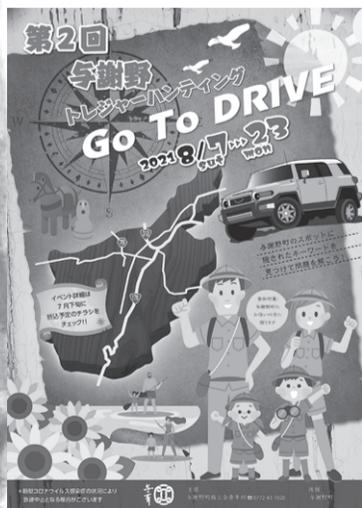
※イベント詳細は7月下旬に折込予定のチラシをご確認ください。

【開催日時】令和3年8月7日（土）～8月23日（月）
 コロナの影響により急遽中止となる場合がございます。

【参加対象】与謝野町民限定

【問合せ先】与謝野町商工会（与謝野町字四辻150）

TEL：0772-43-1020



会社を元気に！ 中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234

支所 開館日	加悦支所開館日	火曜日	9時～13時	木曜日	13時～17時
	岩滝支所開館日	水曜日	9時～13時	金曜日	13時～17時

お気軽にお立ち寄り下さい